



宇都宮基署発 1207 第 1 号
令和 2 年 12 月 7 日

関係団体の長 殿

宇都宮労働基準監督署長



令和 2 年度「年末年始無災害運動」の実施について（協力要請）

貴職におかれましては、日頃より、労働災害防止対策の推進に、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会の主唱により、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 15 日を実施期間として展開されます。

令和 2 年の当署管内の労働災害は、11 月末現在で 456 人と昨年同時期よりも 16 人増加し、死亡災害による被災者数は現在までに 4 人を数えています。現在のところ、死亡者数は前年同時期よりも 1 名減少しているものの、依然として在来型の災害によるものが顕著にあるなどその撲滅には至っておりません。また、死傷災害では、転倒災害、墜落・転落、挟まれ・巻込まれによるものが後を絶たないほか、60 歳以上の高年齢労働者の被災率は約 3 割と高まっています。

御承知のとおり、年末年始は慌ただしい時期であり、日常の生活リズムも変わりやすく、産業の現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非正常作業が多くなることから、各事業場や職場では、労働災害とりわけ死亡災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、特別な配慮が必要となります。

これから年末年始を中心に労働災害の増加が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、下記の期間、栃木労働局において、死亡労働災害の撲滅等を重点とした「年末年始無災害運動実施要綱」（別添）に基づく本運動を実施することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、傘下会員事業場等に対して、実施要綱の記の 7 の「事業場の実施事項」の積極的な取り組み展開に向けた周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本要綱等については、栃木労働局ホームページにも掲載していることを申し添えます。

記

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 期間 | 令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日まで |
| 2 事業場の実施事項 | 別紙のとおり |



「年末年始無災害運動」実施要綱

(令和2年12月1日～令和3年1月31日)



栃木労働局

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、令和元年は過去10年間で最多となる1,931人を数え、16人もの尊い生命が失われた。

令和2年においては、10月末現在で、1,434人と前年同時期よりも4人増加し、うち死亡災害による被災者数は8人(前年同時期13人)を数えている。

現在のところ、死亡者数は前年同時期よりも減少傾向にあるものの、墜落・転落(3人)、挟まれ・巻込まれ(3人)と依然として在来型の災害によるものが顕著にあるなど、決してあってはならない死亡災害の撲滅には至っていない。一方、死傷災害では、転倒災害、墜落・転落、挟まれ・巻込まれによるものが後を絶たないほか、60歳以上の高年齢労働者の被災率も約3割と高まっている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止の一層の強化が求められる。

加えて、冬季を迎え新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の拡大が懸念され、とりわけ職場における同感染症の予防対策の徹底も重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月31日まで

3 運動スローガン

『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害運動』

(中央労働災害防止協会 第50回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) 高所作業における「墜落、転落」災害の撲滅
- (4) 転倒災害の撲滅
- (5) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 本運動及び死亡災害急増に係る報道機関への広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底

＜ 現場力の向上と、若年者層に対する危険認識のための教育の推進 ＞

- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、転倒災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施

- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染予防対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【別添 参考パンフレット等】

- ・ STOP!転倒プロジェクト in 栃木
- ・ STOP!はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト